

新潟県土木工事標準仕様書(その1) 新旧対象表

現行条文 (平成29年版)										新条文 (平成30年版)									
ページ	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	新条文	改訂理由			
	1	3	2	0	0	1	第2節		1	3	2	0	0	1	第2節				
36	1	3	1	1	0	1	1.	適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合には、監督員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。 土木学会コンクリート標準示方書（施工編）（平成25年3月） 土木学会コンクリート標準示方書（設計編）（平成25年3月）	1	3	1	1	0	1	1.	適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合には、監督員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。 土木学会コンクリート標準示方書（施工編）（平成30年3月） 土木学会コンクリート標準示方書（設計編）（平成30年3月）	適用すべき諸基準の更新		
	1	3	7	0	0	1	第7節		1	3	7	0	0	1	第7節				
	1	3	7	3	0	1	1-3-7-3	鉄筋工 加工	1	3	7	3	0	1	1-3-7-3	鉄筋工 加工			
46	1	3	7	3	3	1	3.	受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工にあたり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書（設計編）本編第13章鉄筋コンクリートの前提、標準7編第2章鉄筋コンクリートの前提」（土木学会、平成25年3月）の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	1	3	7	3	3	1	3.	受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工にあたり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書（設計編）本編第13章鉄筋コンクリートの前提、標準7編第2章鉄筋コンクリートの前提」（土木学会、平成30年3月）の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	適用すべき諸基準の更新		
	3	0	0	0	0	1	第3編		3	0	0	0	0	1	第3編				
	3	2	0	0	0	1	第2章	土木工事共通編 一般施工	3	2	0	0	0	1	第2章	土木工事共通編 一般施工			
	3	2	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	3	2	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準			
84									3	3	2	0	0	3	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）（平成29年11月）	適用すべき諸基準の更新			
	3	3	2	0	0	3		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編 Ⅱ鋼橋編）（平成24年3月）	3	3	2	0	0	4	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）（平成29年11月）	適用すべき諸基準の更新			
	3	3	2	0	0	4		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編 Ⅳ下部構造編）（平成24年3月）	3	3	2	0	0	5	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）（平成29年11月）	適用すべき諸基準の更新			
	3	2	3	0	0	1	第3節		3	2	3	0	0	1	第3節				
	3	2	3	13	0	1	3-2-3-13	共通の工種 ポストテンション桁製作工	3	2	3	13	0	1	3-2-3-13	共通の工種 ポストテンション桁製作工			
	3	2	3	13	3	1		PC緊張の施工については、以下の規定によるものとする。	3	2	3	13	3	1		PC緊張の施工については、以下の規定によるものとする。			
95	3	2	3	13	3	12	(8)	プレストレッシングの施工は、「道路橋示方書・同解説（Ⅲコンクリート橋編）20.8 PC鋼材工及び緊張工」（日本道路協会、平成24年3月）に基づき管理するものとし、順序、緊張力、PC鋼材の抜き出し量、緊張の日時、コンクリートの強度等の記録を整備及び保管し、監督職員または検査職員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。	3	2	3	13	3	12	(8)	プレストレッシングの施工は、「道路橋示方書・同解説（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編）17.11 PC鋼材工及び緊張工」（日本道路協会、平成29年11月）に基づき管理するものとし、順序、緊張力、PC鋼材の抜き出し量、緊張の日時、コンクリートの強度等の記録を整備及び保管し、監督職員または検査職員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。	適用すべき諸基準の更新		
	4	0	0	0	0	1	第4編		4	0	0	0	0	1	第4編				
	4	4	0	0	0	1	第4章	河川編 水門	4	4	0	0	0	1	第4章	河川編 水門			
	4	4	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	4	4	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準			
237									4	4	2	0	0	5	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）（平成29年11月）	適用すべき諸基準の更新			
	4	4	2	0	0	5		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編 Ⅱ鋼橋編）（平成24年3月）	4	4	2	0	0	6	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）（平成29年11月）	適用すべき諸基準の更新			
	4	4	2	0	0	6		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編 Ⅲコンクリート橋編）（平成24年3月）	4	4	2	0	0	7	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編）（平成29年11月）	適用すべき諸基準の更新			
	4	4	2	0	0	7		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編 Ⅳ下部構造編）（平成24年3月）	4	4	2	0	0	8	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）（平成29年11月）	適用すべき諸基準の更新			

新潟県土木工事標準仕様書(その1) 新旧対象表

現行条文(平成29年版)										新条文(平成30年版)									
ページ	編	章	節	条	項	項 以下	編 章節 条 項 以下	現行条文		編	章	節	条	項	項 以下	編 章節 条 項 以下	新条文		改訂理由
	8	13	0	0	0	1	第13章	道路維持		8	13	0	0	0	1	第13章	道路維持		
	8	13	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準		8	13	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準		
417	8	13	2	0	0	13		国土技術研究センター 景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン (平成16年5月)											適用すべき諸基準の削除
										8	13	2	0	0	13		日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー-道路デザイン指針(案)とその解説- (平成29年11月)		適用すべき諸基準の追加
										8	13	2	0	0	14		日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン (平成29年11月)		適用すべき諸基準の追加
	8	14	0	0	0	1	第14章	道路修繕		8	14	0	0	0	1	第14章	道路修繕		
	8	14	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準		8	14	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準		
434										8	14	2	0	0	12		日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー-道路デザイン指針(案)とその解説- (平成29年11月)		適用すべき諸基準の追加
										8	14	2	0	0	13		日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン (平成29年11月)		適用すべき諸基準の追加

新潟県土木工事標準仕様書(その2) 土木工事施工管理基準 新旧対象表

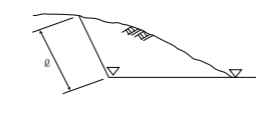
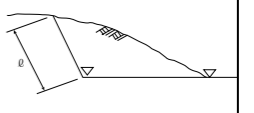
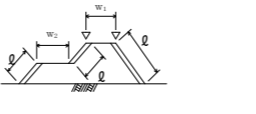
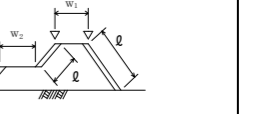
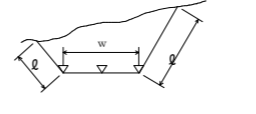
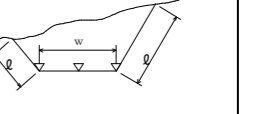
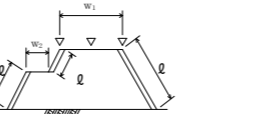
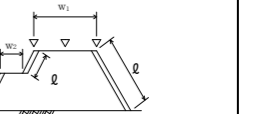
ページ	【現行(平成29年度)】 土木工事施工管理基準 新潟県 平成29年	【改定案(平成30年度)】 土木工事施工管理基準 新潟県 平成30年	改定理由
4	<p>7.その他 (1) 工事写真 (2) 情報化施工 10,000m³以上の土工の出来型管理については、「情報化施工技術の使用原則化について」(平成25年3月15日付け国官技第291号、国総公第133号)及び「TSを用いた出来型管理要領(土工編)」(平成24年3月29日付け国官技第347号、国総公第85号)の規定によるものとする。</p>	<p>7.その他 (1) 工事写真 (2) 情報化施工及び3次元データによる施工管理(参考) ICT技術を試行した場合の出来型管理については、「ICTの全面的な活用」の試行拡大について(通知)(平成29年11月22日付け技第712号)の規定によるものとする。 土工において、3次元データを用いた出来型管理を行う場合は、管理基準のほか、「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「無人航空機搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、及び「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」の規定によるものとする。TS・GNSSで取得した3次元データを利用して盛土の締め固め管理を行う場合は、「TS・GNSSを用いた盛土の締め固め管理要領(案)」の規定によるものとする。 また、舗装工において、3次元データを用いた出来型管理を行う場合は、管理基準のほか、「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(案)」の規定によるものとする。 なお、ここでいう3次元データとは、工事目的物あるいは現地地形の形状を3次元空間上に再現するために必要なデータである。</p>	<p>準拠する要領の制定等に対応</p>

新潟県土木工事標準仕様書（その2） 土木工事施工管理基準（案） 新旧対象表

単位：mm

現行（平成29年度版）

改定案

現行（平成29年度版）										改定案										改定理由		
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	摘要
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	2	1	掘削工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、「TSを用いた出来形管理要領（土工編）」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）」の規定により測点を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は掘削部の両端で測定。		1-2-3-2	1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	2	1	掘削工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は掘削部の両端で測定。		1-2-3-2	準拠する要領の制定等に対応
						法長ℓ	ℓ<5m										-200					
							ℓ≥5m										法長-4%					
		3	1	盛土工	基準高▽	-50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 基準高は各法肩で測定。 ただし、「TSを用いた出来形管理要領（土工編）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は各法肩で測定。		1-2-3-3	1			盛土工	基準高▽	-50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 基準高は各法肩で測定。 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は各法肩で測定。		1-2-3-3	準拠する要領の制定等に対応			
					法長ℓ	ℓ<5m								-100								
						ℓ≥5m								法長-2%								
幅 w ₁ , w ₂	-100																					
4 道路土工	2 土工	4 道路土工	2	1	掘削工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、「TSを用いた出来形管理要領（土工編）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は、道路中心線及び端部で測定。		1-2-4-2	4 道路土工	2 土工	4 道路土工	2	1	掘削工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は、道路中心線及び端部で測定。		1-2-4-2	準拠する要領の制定等に対応
						法長ℓ	ℓ<5m										-200					
							ℓ≥5m										法長-4%					
		幅 w	-100																			
		3 4	1	路体盛土工 路床盛土工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、「TSを用いた出来形管理要領（土工編）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は、道路中心線及び端部で測定。		1-2-4-3 1-2-4-4	3 4			1	路体盛土工 路床盛土工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は、道路中心線及び端部で測定。		1-2-4-3 1-2-4-4	準拠する要領の制定等に対応		
					法長ℓ	ℓ<5m									-100							
ℓ≥5m	法長-2%																					
幅 w ₁ , w ₂	-100																					

新潟県土木工事標準仕様書（その2） 土木工事施工管理基準（案） 新旧対象表

単位：mm

現行（平成29年度版）													改定案															
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	改定理由
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均												個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均					
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下											中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
3	1	6	8	1	半たわみ性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-1-6-8	3	1	6	8	1	半たわみ性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-1-6-8	準拠する要領の制定等に対応
						厚 さ	-45	-45	-15	-15										厚 さ	-45	-45	-15	-15				
						幅	-50	-50	—	—										幅	-50	-50	—	—				
通3	1	6	8	2	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。	3-1-6-8	通3	1	6	8	2	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	3-1-6-8	準拠する要領の制定等に対応		
						幅	-50	-50	—	—									幅	-50	-50	—	—					
						厚 さ	-25	-30	-8	-10									厚 さ	-25	-30	-8	-10					
通3	1	6	8	3	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント（石灰）安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-1-6-8	通3	1	6	8	3	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント（石灰）安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	3-1-6-8	準拠する要領の制定等に対応		
						幅	-50	-50	—	—									幅	-50	-50	—	—					
						厚 さ	-25	-30	-8	-10									厚 さ	-25	-30	-8	-10					
通3	1	6	8	4	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアを採取して測定。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-1-6-8	通3	1	6	8	4	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアを採取して測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	3-1-6-8	準拠する要領の制定等に対応		
						幅	-50	-50	—	—									幅	-50	-50	—	—					
						厚 さ	-15	-20	-5	-7									厚 さ	-15	-20	-5	-7					
通3	1	6	8	5	半たわみ性舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアを採取して測定。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-1-6-8	通3	1	6	8	5	半たわみ性舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアを採取して測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	3-1-6-8	準拠する要領の制定等に対応		
						幅	-25	-25	—	—									幅	-25	-25	—	—					
						厚 さ	-9	-12	-3	-4									厚 さ	-9	-12	-3	-4					
3	1	6	8	6	半たわみ性舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアを採取して測定。	3-1-6-8	3	1	6	8	6	半たわみ性舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアを採取して測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	3-1-6-8	準拠する要領の制定等に対応		
						幅	-25	-25	—	—									幅	-25	-25	—	—					
						平坦性	—	—	3mプロフイメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下	平坦性									—	—	3mプロフイメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下							
3	1	6	9	1	排水性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-1-6-9	3	1	6	9	1	排水性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-1-6-9	準拠する要領の制定等に対応
						厚 さ	-45	-45	-15	-15										厚 さ	-45	-45	-15	-15				
						幅	-50	-50	—	—										幅	-50	-50	—	—				
通3	1	6	9	2	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-1-6-9	通3	1	6	9	2	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	3-1-6-9	準拠する要領の制定等に対応		
						幅	-50	-50	—	—									幅	-50	-50	—	—					
						厚 さ	-25	-30	-8	-10									厚 さ	-25	-30	-8	-10					
通3	1	6	9	3	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント（石灰）安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-1-6-9	通3	1	6	9	3	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント（石灰）安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	3-1-6-9	準拠する要領の制定等に対応		
						幅	-50	-50	—	—									幅	-50	-50	—	—					
						厚 さ	-25	-30	-8	-10									厚 さ	-25	-30	-8	-10					
通3	1	6	9	4	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアを採取して測定。 工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-1-6-9	通3	1	6	9	4	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアを採取して測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	3-1-6-9	準拠する要領の制定等に対応		
						幅	-50	-50	—	—									幅	-50	-50	—	—					
						厚 さ	-15	-20	-5	-7									厚 さ	-15	-20	-5	-7					
通3	1	6	9	5	排水性舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアを採取して測定。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-1-6-9	通3	1	6	9	5	排水性舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアを採取して測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	3-1-6-9	準拠する要領の制定等に対応		
						幅	-25	-25	—	—									幅	-25	-25	—	—					
						厚 さ	-9	-12	-3	-4									厚 さ	-9	-12	-3	-4					
3	1	6	9	6	排水性舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアを採取して測定。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-1-6-9	3	1	6	9	6	排水性舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアを採取して測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	3-1-6-9	準拠する要領の制定等に対応		
						幅	-25	-25	—	—									幅	-25	-25	—	—					
						平坦性	—	—	3mプロフイメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下	平坦性									—	—	3mプロフイメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下							

新潟県土木工事標準仕様書（その2） 土木工事施工管理基準（案） 新旧対象表

単位：mm

現行（平成29年度版）														改定案														
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	改定理由
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均												個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均					
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下											中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
3	1	6	12	5	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	厚 さ	-10		-3.5		厚さは各車線の中心付近で型枠掘付後各車線200m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上測定、幅は、延長80m毎に1ヶ所の割で測定。平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。なお、スリップフォーム工の場合は、厚さ管理に関し、打設前に各車線の中心付近で各車線200m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上路盤の基準高を測定し、測定打設後に各車線200m毎に両側の版縁を測定する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-1-6-12	3	1	6	12	5	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	厚 さ	-10		-3.5		厚さは各車線の中心付近で型枠掘付後各車線200m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上測定、幅は、延長80m毎に1ヶ所の割で測定。平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。なお、スリップフォーム工の場合は、厚さ管理に関し、打設前に各車線の中心付近で各車線200m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上路盤の基準高を測定し、測定打設後に各車線200m毎に両側の版縁を測定する。ただし、幅は設計図書の見取図により延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-1-6-12	準拠する要領の制定等に対応
幅	-25		-		平坦性	-		コンクリートの硬化後3mプロフィールメーターにより機械舗設の場合(σ)2.4mm以下 人力舗設の場合(σ)3mm以下		コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によること出来る。			目地段差	±2		隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。												
目地段差	±2		隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。																									
目地段差	±2		隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。																									
3	1	6	12	6	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工	基準高▽	±40	±50	-	基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。	維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-1-6-12	3	1	6	12	6	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工	基準高▽	±40	±50	-	基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-1-6-12	準拠する要領の制定等に対応		
厚 さ	-45		-15		幅	-50		-				コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によること出来る。																
幅	-50		-																									
3	1	6	12	7	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-1-6-12	3	1	6	12	7	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-1-6-12	準拠する要領の制定等に対応		
幅	-50		-		コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によること出来る。																							
3	1	6	12	8	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント（石灰・瀝青）安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取もしくは、掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-1-6-12	3	1	6	12	8	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント（石灰・瀝青）安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取もしくは、掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-1-6-12	準拠する要領の制定等に対応		
幅	-50		-		コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によること出来る。																							
3	1	6	12	9	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層	厚 さ	-9	-12	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-1-6-12	3	1	6	12	9	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層	厚 さ	-9	-12	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-1-6-12	準拠する要領の制定等に対応		
幅	-25		-		コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によること出来る。																							
3	1	6	12	10	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	厚 さ	-15		-4.5		厚さは、各車線の中心付近で型枠掘付後各車線200m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上測定、幅は、延長80m毎に1ヶ所の割で測定、平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。	維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-1-6-12	3	1	6	12	10	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	厚 さ	-15		-4.5		厚さは、各車線の中心付近で型枠掘付後各車線200m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上測定、幅は、延長80m毎に1ヶ所の割で測定、平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-1-6-12	準拠する要領の制定等に対応
幅	-35		-		平坦性	-		転圧コンクリートの硬化後、3mプロフィールメーター		コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によること出来る。																		
目地段差	±2		隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。																									
目地段差	±2		隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。																									
3	1	6	13	1	薄層カラー舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	-	基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-1-6-13	3	1	6	13	1	薄層カラー舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	-	基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-1-6-13	準拠する要領の制定等に対応		
厚 さ	-45		-15		幅	-50		-				コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によること出来る。																
幅	-50		-																									
3	1	6	13	2	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-1-6-13	3	1	6	13	2	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-1-6-13	準拠する要領の制定等に対応		
幅	-50		-		コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によること出来る。																							

新潟県土木工事標準仕様書(その2) 写真管理基準(案) 新旧対象表

ページ	【現行(平成29年度)】 写真管理基準(案) 新潟県 平成29年度版	【改定案(平成30年度)】 写真管理基準(案) 新潟県 平成30年度版	改定理由
190	<p>2-3 情報化施工 「TTSを用いた出来形管理要領(土工編)」(平成24年3月29日付け国官技第347号、国総公第85号)による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、同要領の規定による。 また、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による品質管理を行った場合には、品質管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。</p>	<p>2-3 情報化施工及び3次元データによる施工管理(参考) ICT技術を試行した場合の施工管理については、「ICTの全面的な活用」の試行拡大について(通知)(平成29年11月22日付け技第712号)の規定によるものとする。 「地上型レーザーสキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」「無人航空機搭載型レーザーสキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」「地上移動体搭載型レーザーสキャナーを用いた出来形管理要領(案)」「地上型レーザーสキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」「地上移動体搭載型レーザーสキャナーを用いた出来形管理要領(案)」による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。 また、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による品質管理を行った場合には、品質管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。</p>	準拠する要領の制定等に対応
191	<p>2-4 写真の省略 工事写真は以下の場合に省略するものとする。 (1)品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略するものとする。 (2)出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写真を工種ごとに1回撮影し、後は撮影を省略するものとする。 (3)監督員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略するものとする。</p>	<p>2-4 写真の省略 工事写真は以下の場合に省略するものとする。 (1)品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略するものとする。 (2)出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写真を工種ごとに1回撮影し、後は撮影を省略するものとする。 (3)監督員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略するものとし、臨場時の状況写真は不要とする。</p>	最新の運用に基づき改訂
	別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準(案)」	別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準(案)」	
254	<p>2-3 情報化施工 「TTSを用いた出来形管理要領(土工編)」(平成24年3月29日付け国官技第347号、国総公第85号)による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、同要領の規定による。 また、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による品質管理を行った場合には、品質管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。</p>	<p>2-3 情報化施工及び3次元データによる施工管理(参考) ICT技術を試行した場合の施工管理については、「ICTの全面的な活用」の試行拡大について(通知)(平成29年11月22日付け技第712号)の規定によるものとする。 「地上型レーザーสキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」「無人航空機搭載型レーザーสキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」「地上移動体搭載型レーザーสキャナーを用いた出来形管理要領(案)」「地上型レーザーสキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」「地上移動体搭載型レーザーสキャナーを用いた出来形管理要領(案)」による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。 また、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による品質管理を行った場合には、品質管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。</p>	準拠する要領の制定等に対応
255	<p>2-4 写真の省略 工事写真は以下の場合に省略するものとする。 (1)品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略するものとする。 (2)出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写真を工種ごとに1回撮影し、後は撮影を省略するものとする。 (3)監督員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略するものとする。</p>	<p>2-4 写真の省略 工事写真は以下の場合に省略するものとする。 (1)品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略するものとする。 (2)出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写真を工種ごとに1回撮影し、後は撮影を省略するものとする。 (3)監督員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略するものとし、臨場時の状況写真は不要とする。</p>	最新の運用に基づき改訂

新潟県土木工事標準仕様書(その3) 監督技術基準・施工管理関係資料 新旧対象表

ページ	【現行(平成29年度)】 監督技術基準・施工管理関係資料 新潟県 平成29年	【改定案(平成30年度)】 監督技術基準・施工管理関係資料 新潟県 平成30年	改定理由
47	1. 用途については標準的なものを示したもので、構造物の目的、現場条件等を考慮して配合を決定する。	1. 用途については標準的なものを示したもので、構造物の目的、現場条件等を考慮して 水セメント比等 の配合を決定する。	2017年制定コンクリート標準示方書において、水セメント比の上限の記述が削除され、配合設計の際の検討材料が示された。このため、代表的な検討項目として例示した。
47	18.塩害地域の橋梁等における耐久性に関する設計上の目標期間として100年を目安とする場合の水セメント比は、道路橋示方書・同解説Ⅲコンクリート橋偏(平成24年3月、社団法人日本道路協会)P178 表一解5.2.1 に示す水セメント比以下とする。	18.塩害地域の橋梁等における耐久性に関する設計上の目標期間として100年を目安とする場合の水セメント比は、道路橋示方書・同解説Ⅲコンクリート橋・ コンクリート部材偏 (平成29年11月、社団法人日本道路協会)P186 表一解6.2.1 に示す水セメント比以下とする。	適用する諸基準の改定
	<p style="text-align: center;">技第1019号 平成29年9月8日</p> <p>土木部関係課長 様 地域振興局土木部関係部(所)長 様 流域下水道事務所長 様</p> <p style="text-align: center;">土木部 技術管理課長</p> <p style="text-align: center;">非破壊試験等によるコンクリートの品質管理について(通知)</p> <p>このことについて、新潟県土木部ではコンクリート構造物の出来形及び品質の確保を一層図るとともに、監督・検査の充実を目的として、非破壊試験等によるコンクリートの品質管理手法を平成23年度から導入し実施してきたところです。国土交通省が実施している非破壊試験等によるコンクリートの品質管理手法に基づき、微破壊・非破壊試験を用いたコンクリート構造物の品質管理を行うため、コンクリートの品質管理手法を下記のとおり改正します。なお、「非破壊試験による配筋状態およびかぶり測定を用いた品質管理について(平成23年3月14日付け技第1025号)及び「微破壊・非破壊試験によるコンクリート強度測定要領(案)」によるコンクリートの強度測定の試行対象工事について(平成23年11月30日付け事務連絡)は廃止します。市町村長へは別途通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 品質管理手法の改正 微破壊・非破壊試験によるコンクリートの強度測定を追加し、品質管理手法を以下のとおりとする。 1. 「微破壊・非破壊試験によるコンクリートの強度測定を用いた品質管理について」 2. 「非破壊試験による配筋状態及びかぶり測定を用いた品質管理について」</p> <p>2 試験に要する費用 試験の費用については、積算基準改定(平成29年10月1日以降適用予定)に伴い、「共通仮設費率」に含まれることから、技術管理費への積み上げ計上は不要。</p> <p>3 適用 本改正については、「非破壊試験等によるコンクリートの品質管理について」は、平成29年10月1日以降契約する工事から適用する。</p>	(削除)	通知の廃止に対応
99	<p>別紙 1 1. 微破壊・非破壊試験によるコンクリートの強度測定を用いた品質管理について</p> <p>第1 目的 微破壊・非破壊試験を用いた品質管理手法(以下、「本手法」という。)は、微破壊・非破壊試験を用いてコンクリート構造物の強度が適正に確保されていることを確認するために行うものであり、この手法を活用した施工管理や監督・検査の充実を図ることでコンクリート構造物の適正な品質確保をめざすものである。</p> <p>第2 試行における対象工事の範囲 新設のコンクリート構造物のうち、橋長30m以上の橋梁上部工事及び橋梁下部工事を対象とする。 なお、新潟県土木工事標準仕様書等では対象工事を規定していないことから、対象工事については、当分の間、橋長30m以上の新設橋梁工事の内、橋梁構造物の品質確保の検討を目的として本庁主務課で試行対象とした箇所を実施する。</p> <p>第3 発注者及び受注者が実施すべき事項 微破壊・非破壊試験を用いたコンクリート構造物の品質管理は、「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領(平成24年3月国土交通省大臣官房技術調査課)」(以下、「強度測定要領」という。)に従い実施するものとする。その際、発注者及び受注者が実施すべき事項は下記の1から3とする。 1. 受注者による施工管理 受注者は、「強度測定要領」に基づき、日常の施工管理を実施する。また、測定方法や測定箇所等については、施工計画書に記載し提出するとともに、測定結果については、測定結果報告書(「要領3.4 測定に関する資料の提出等」参照)を作成し提出する。 2. 監督職員による立会及び報告書の確認 監督職員は、受注者が行う非破壊試験に対し、1工事につき1回以上立会するとともに、任意の位置を選定(1箇所以上)し、受注者に非破壊試験を実施させ、測定結果報告書を確認する。 3. 検査職員による検査 検査職員は、完成検査時に全ての測定結果報告書を確認する。また、臨時検査時においても、出来るだけ測定結果報告書の活用による検査の実施を行うものとする。</p>	(削除)	通知の廃止に対応
100	<p>第4 試験に要する費用 試験に要する費用は、品質管理基準に記載されている試験項目であり、共通仮設費率に含まれる。</p> <p>第5 その他 発注者及び受注者は、本手法の趣旨及び微破壊・非破壊試験の実施手法を十分に理解しつつ、本手法の円滑な実施に努めるものとする。なお、本手法によりコンクリート構造物の強度を測定する場合は、「土木コンクリート構造物の品質確保について(国官技第61号、平成13年3月27日)」に基づいて行うテストハンマーによる強度測定調査を省略することができるものとする。</p> <p>第6 関連資料等 ●微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領(平成24年3月国土交通省大臣官房技術調査課) ●微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領(解説)(平成24年3月国土交通省大臣官房技術調査課)</p>	(削除)	通知の廃止に対応

新潟県土木工事標準仕様書(その3) 監督技術基準・施工管理関係資料 新旧対象表

ページ	【現行(平成29年度)】 監督技術基準・施工管理関係資料 新潟県 平成29年	【改定案(平成30年度)】 監督技術基準・施工管理関係資料 新潟県 平成30年	改定理由
101	<p>別紙 2 2. 非破壊試験による配筋状態及びひかぶり測定を用いた品質管理について</p> <p>第1 目的 非破壊試験を用いた品質管理手法(以下、「本手法」という。)は、非破壊試験を用いてコンクリート構造物の鉄筋の配筋状態及びひかぶりが適正に確保されていることを確認するために行うものであり、コンクリート構造物の適正な品質確保並びに施工管理や監督・検査の充実を目指すものである。</p> <p>第2 試行における対象工事の範囲 対象構造物は、新設のコンクリート構造物のうち、橋梁上部工事、橋梁下部工事及び重要構造物である内空断面積25m²以上のボックスカルバート(工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外)を対象とする。</p> <p>第3 発注者及び受注者が実施すべき事項 非破壊試験を用いたコンクリート構造物の品質管理は、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びひかぶり測定(平成24年3月国土交通省大臣官房技術調査課)」(以下、「鉄筋測定要領」という。)に従い実施するものとする。その際、発注者(監督職員、検査職員)及び受注者が実施すべき事項は下記の1から3とする。 1. 受注者による施工管理 受注者は、「鉄筋測定要領」に基づき、日常の施工管理を実施する。また、測定方法や測定箇所等については、施工計画書に記載し提出するとともに、測定結果については、試験結果報告書(「要領3.4 測定に関する資料の提出等」参照)を作成し提出する。 2. 監督職員による立会及び報告書の確認 監督職員は、受注者が行う非破壊試験に対して、1工事につき1回以上立会するとともに、任意の位置を選定(1箇所以上)し、施工者に非破壊試験を実施させ、測定結果報告書を確認する。 3. 検査職員による検査 検査職員は、完成検査時に全ての測定結果報告書を確認する。また、臨時検査時においても、出来るだけ測定結果報告書の活用による検査の実施を行うものとする。 第4 試験に要する費用 試験に要する費用は、品質管理基準に記載されている試験項目であり、共通仮設費率に含まれる。</p>	(削除)	通知の廃止に対応
102	<p>第5 その他 発注者及び受注者は、本手法の趣旨及び微破壊・非破壊試験の実施手法を十分に理解しつつ、本手法の円滑な実施に努めるものとする。</p> <p>第6 関連資料等 ●「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びひかぶり測定要領」(平成24年3月 国土交通省大臣官房技術調査課) 「●非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びひかぶり測定要領(解説)」(平成24年3月 国土交通省大臣官房技術調査課)</p>	(削除)	通知の廃止に対応
103	<p>(特記仕様書作成例) ○特記仕様書の明示について 設計書の特記仕様書の施工条件関係の明示項目「X I その他」の施工条件「4. その他」の欄に明示してください。 ○設計書の特記仕様書の施工条件関係の作成例 ●橋梁上部工事の場合 本工事の橋梁上部工については非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びひかぶりの測定を行う。測定方法については監督員と協議すること。 ●橋梁下部工事の場合 本工事の橋梁下部工については非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びひかぶりの測定を行う。測定方法については監督員と協議すること。 ●ボックスカルバート(内空25m²以上)の場合 本工事のボックスカルバートについては非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びひかぶりの測定を行う。測定方法については監督員と協議すること。</p>	(削除)	通知の廃止に対応